(b)　繰延債務に対して二千十年一月一日から二千十年六月三十日までの間（両期日を含む。）に課される利子の四十パーセント

(c)　繰延債務に対して二千十年七月一日から二千十二年十二月三十一日までの間（両期日を含む。）に課される利子の四十パーセント

(2)　支払猶予債務Ⅱの総額は、この書簡の附属書Ⅱに掲げる支払計画に従って二千十四年六月三十日に始まる十回の半年賦払によって支払われる。

(3)　支払猶予債務Ⅱに対して適用される利子率は、日本円預金に対する適用可能なＬＩＢＯＲ（六箇月の貸出しに適用される金利）に年〇・五パーセントを加えたものとする。

6　二千九年四月十六日にセーシェル共和国政府の代表者及び債権諸国政府の代表者によって署名された合意議事録に定める条件が遵守されたことを考慮して、繰延債務の総額の二十二・五パーセントが二千九年七月一日時点で免除され、当該繰延債務の総額の更に二十二・五パーセントが二千十年七月一日時点で免除される。

7　セーシェル共和国の債務（この了解が対象とする債務を含む。）の再編に関連してセーシェル共和国政府の代表者及び債権諸国政府の代表者が新たな結論に到達した場合には、日本国政府とセーシェル共和国政府との間でこの了解の継続又は修正について討議するために協議が行われる。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をセーシェル共和国政府に代わって確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十年十一月二十三日にビクトリアで

セーシェル共和国駐在
日本国特命全権大使　髙田稔久

セーシェル共和国
財務貿易次官　アーメッド・アフィフ殿

付表

債務の内訳	額		
	元本	契約上の利子（遅延利子を含む。）	計
千九百九十年七月二十六日にセーシェル共和国政府と輸銀との間で締結された借款契約に従って支払われるべき元本及び契約上の利子	五九、一六三、六九二円	四四、四三一、一〇九円	一、〇〇三、五九四、八〇一円
総計	五九、一六三、六九二円	四四、四三一、一〇九円	一、〇〇三、五九四、八〇一円

附属書Ⅰ

二千十三年十二月三十一日	一・二三パーセント
二千十四年六月三十日	一・二三パーセント
二千十四年十二月三十一日	一・四二パーセント
二千十五年六月三十日	一・四二パーセント
二千十五年十二月三十一日	一・六三パーセント
二千十六年六月三十日	一・六三パーセント
二千十六年十二月三十一日	一・八八パーセント
二千十七年六月三十日	一・八八パーセント
二千十七年十二月三十一日	二・一六パーセント
二千十八年六月三十日	二・一六パーセント
二千十八年十二月三十一日	二・四八パーセント
二千十九年六月三十日	二・四八パーセント
二千十九年十二月三十一日	二・八六パーセント
二千二十年六月三十日	二・八六パーセント
二千二十年十二月三十一日	三・二八パーセント
二千二十一年六月三十日	三・二八パーセント
二千二十一年十二月三十一日	三・七八パーセント
二千二十二年六月三十日	三・七八パーセント
二千二十二年十二月三十一日	四・三四パーセント
二千二十三年六月三十日	四・三四パーセント
二千二十三年十二月三十一日	四・九九パーセント
二千二十四年六月三十日	四・九九パーセント
二千二十四年十二月三十一日	五・七四パーセント
二千二十五年六月三十日	五・七四パーセント
二千二十五年十二月三十一日	六・六〇パーセント
二千二十六年六月三十日	六・六〇パーセント
二千二十六年十二月三十一日	七・六一パーセント
二千二十七年六月三十日	七・六一パーセント

附属書Ⅱ

二千十四年六月三十日	五・〇〇パーセント
二千十四年十二月三十一日	五・〇〇パーセント
二千十五年六月三十日	十・〇〇パーセント
二千十五年十二月三十一日	十・〇〇パーセント
二千十六年六月三十日	十・〇〇パーセント
二千十六年十二月三十一日	十・〇〇パーセント
二千十七年六月三十日	十二・五〇パーセント
二千十七年十二月三十一日	十二・五〇パーセント
二千十八年六月三十日	十二・五〇パーセント

（セーシェル側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をセーシェル共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年十一月二十三日にビクトリアで

セーシェル共和国
財務貿易次官　アーメッド・アフィフ

セーシェル共和国駐在
日本国特命全権大使　髙田稔久閣下